

高齢者見守り支援非常勤嘱託員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者見守り支援非常勤嘱託員（以下、嘱託員という）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 嘱託員は、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ひとり暮らし等高齢者の実態調査に関する業務
- (2) 所在不明高齢者問題に関する業務
- (3) 高齢者の見守りネットワークに関する業務
- (4) その他高齢者の見守り支援に関する業務

(任用)

第3条 嘱託員は、健康福祉局長寿社会部長が選考し、市長が任命する。

(定数)

第4条 嘱託員の定数は、1人とする。

(身分及び任用の期間)

第5条 嘱託員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

2 任期は、原則として1年以内とする。

3 任用期間内の勤務成績が良好である嘱託員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。

4 市長が特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず任用期間を満了した嘱託員を再度任用することができる。

(退職)

第6条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

(解職)

第7条 市長は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(守秘義務)

第8条 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(勤務日及び勤務時間等)

第9条 嘱託員の1週間の勤務時間は、29時間の範囲内とする。

2 勤務を要する日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日・火曜日・木曜日・金曜日の週4日間。ただし、勤務日が国民の祝日に関する法律

(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までに該当した場合は勤務を要しないものとする。

(2) 勤務時間は、午前9時00分から午後5時15分とする。ただし、正午から午後1時00分までの間は、休憩時間とする。

(年次有給休暇)

第10条 嘱託員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を原則として1日を単位に付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間(以下「会計年度」という。)の途中で任用された嘱託員については、その会計年度内における任用期間に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

2 第5条第3項及び第4項の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度(直近1年度に限る。)に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第11条 嘱託員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領(4川総雇第74号)又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱(4川総雇第73号)に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第12条 嘱託員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより育児休業をすることができる。

(部分休業)

第13条 市長は、嘱託員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第14条 嘱託員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、月額170,000円とする。

3 第2種報酬の額は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領第17条第3項及び第4項に定めるところによる。

4 前3項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務企画局長が定めた非常勤嘱託員の第2種報酬の取扱いによるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

第15条 嘱託員が月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に、1日の勤務時間数を乗じて得た時間数に第17条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を、前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

2 嘱託員が月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に、1日の勤務時間数を乗じて得た時間数に第17条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を、前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給する。

(第1種報酬の減額)

第16条 嘱託員が勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務

しない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

- 2 前項の場合において勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第17条 嘱託員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、1,365円とする。

(費用弁償)

第18条 嘱託員がその職務のため出張するときは、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和22年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

- 2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(社会保険の適用)

第19条 嘱託員に対する社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第20条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年川崎市条例第35号)に定めるところによる。

- 2 嘱託員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(健康診断)

第21条 嘱託員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第22条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令の定めるところによる。

(委任)

第23条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

1週間の 勤務日数	勤続年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
4日	7日	8日	9日	10日	12日

備考

第5条第4項の規定により再度任用する嘱託員が、会計年度を超えて継続して勤務する場合には、付与することができる年次有給休暇の日数は、労働基準法第39条第3項及び同法施行規則第24条の3第3項次表の週所定労働日数又は1年間の所定労働日数の区分に応じ、第5条第3項の任用の始期から起算した勤続年数の区分ごとに定める日数とする。

別表第2（第10条関係）

1週間の 勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの休暇日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月 を超える 期間
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日

備考

更新した場合の年次有給休暇は、別表第1に規定する勤務年数ごとの休暇日数を付与する。